



監査報告書

令和2年5月19日

学校法人東海医療学園  
評議員会 御中

学校法人東海医療学園

監事 太田正保 

監事 藤曲敬彦 

私たちは、学校法人東海医療学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和1年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上


監 査 報 告 書

令和 2 年 5 月 19 日

学校法人東海医療学園  
理 事 会            御 中

学校法人東海医療学園

監事 太田正保 

監事 藤曲敬亮 

私たちは、学校法人東海医療学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて  
同学園の令和 1 年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）における財産目録  
及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、  
学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書  
類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人  
の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はない  
ものと認めました。

以 上